

平成30年度答申第3号
平成30年4月17日

諮問番号 平成29年度諮問第32号（平成29年11月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故P（本籍A地）は、明治41年a月b日に出生し、昭和16年10月25日、B地C陸軍病院において死亡したものである。

この間、故Pは、昭和13年7月13日、故Qと婚姻し、同年c月d日には、同人との間に審査請求人が誕生した。

なお、故Qは、昭和26年10月15日に死亡した。

（改製原戸籍謄本（戸主：R））

- (2) 審査請求人は、平成27年9月14日、D市長を経由して、E知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）4条の規定に基づき、故Pに係る特別弔慰金の請求を行った（以下「本件請求」という。）。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（審査請求人作成、

平成27年9月14日付け)

- (3) 処分庁は、平成29年3月18日、審査請求人に対し、「死没者は公務死とは資料上認められないため、特別弔慰金の対象となりません。よって、特別弔慰金に係わる請求を却下します。」との理由を記載した同月1日付け却下通知書をD市長を通じて交付して、本件請求を却下した(以下「本件却下処分」という。)

(却下通知書)

- (4) 審査請求人は、平成29年4月19日、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、平成29年11月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

2 審査請求人の主張

- (1) 故Pは、昭和10年以降、何度か徴兵され、日華事変に参戦し、F地外地の駐屯を命じられた。その地で不幸にも脳の疾病がもとで重篤発病、内地に後送され、C陸軍病院で治療したが、治療の甲斐なく命を落としたものである。写真によれば、死亡の年は一等兵の資格であった。

したがって、軍歴資料が存在しないということは納得できない。旧日本軍は、絶対に「軍歴書」・「兵籍簿」を記録していたはずであり、これらが必ずどこかに存在する。当時の陸軍の関係資料を丹念に調べてほしい。

もし戦争で資料が消失してしまったのであれば、それならそれで、そのグループの人たちと同等の配慮をしてほしい。

- (2) 故Pは、一等兵としてF地に駐屯し、その後脳を病み内地に後送され、C陸軍病院で死亡したものである。

故Pの兄弟姉妹7人の中で、脳の病気で死亡した者はおらず、故Pの病気は明らかに遺伝ではなく、当時駐屯していたF地において、陸軍内部で、過剰のストレス事件が発生したものと推定される。

したがって、故Pは公務により死亡したものである。

- (3) よって、本件却下処分は、取り消されるべきである。

3 処分庁の主張

故Pについては、Eが保管する兵籍簿や戦没者台帳に記録がなく、身分、死因が分かる資料がなかったため、厚生労働省へ受給権照会を行ったところ、同省保管の資料にも同人の身分及び死亡が分かる資料がなかったことから、

同人の死亡が公務死とは認められないとして本件却下処分を行ったものである。

なお、本件審査請求を受けて、Eが同人に係る死亡届及び死亡診断書の調査をG地方法務局に対して平成29年6月28日付け健福第e号により行ったが、同月30日付け戸第f号により、保存期間経過により廃棄されている旨の回答があり、死亡の経緯を確認することができなかった。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人が死亡者の遺族として特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条に規定する戦没者等の遺族でなければならない。この戦没者等の遺族に該当するためには、故Pが、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）2条に規定する軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者であることが必要である。

しかしながら、故Pの履歴等の身分に関する資料及び受傷り病に関する資料については、E及び厚生労働省に保管されていない。戸籍に「昭和16年10月25日B地C陸軍病院に於いて死亡」となっていることから、故Pが生前、陸軍軍人、軍属又は準軍属でなかったことは断言できないものの、同人に係る死亡届、死亡診断書及び診療記録等死亡の原因が分かる公的資料は、保存期間経過により廃棄されており、H寺の過去帳及び写真からも、同人が遺族援護法に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有し、公務又は勤務に関連して受傷り病し、それによって死亡したことを確認することはできない。

なお、審査請求人は、「F地に駐屯、脳を病み内地に後送。C陸軍病院に公死す。I地に寄留し、市葬。」と記載された過去帳の記載から、故Pの葬儀は市葬であることを公務死である根拠としているが、仮に市葬であったとしても、軍人、軍属又は準軍属としての公務死であることを裏付けるものではない。

したがって、審査請求人による特別弔慰金の請求に対して、故Pの身分及び公務上又は勤務に関連した傷病により死亡したことが確認できないため却下を行った原処分は適正であると考えられ、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるS（以下「審理員S」という。）、同室総括審理専門官であるT及び同室審理専門官であるU（以下「審理員U」という。）を指名し、うち審理員Sを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年7月14日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。また、審査請求人は、同年8月1日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

なお、処分庁は、平成29年9月12日付けで、審理員に対し、追加資料として、E健康福祉部長名で独立行政法人国立病院機構C医療センターに対して行った照会文書及びそれに対する回答文書を提出した。

ウ 審理員Uは、平成29年10月10日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月17日である旨を通知した。

エ 審理員Sは、平成29年10月11日付けで、審査庁に対し、「審理員S」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Uは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付	(D市長) : 平成27年9月14日
	(J知事) : 同年10月16日
	(処分庁) : 平成28年4月11日 (本件請求から30週間)
本件却下処分	: 平成29年3月18日 (本件請求から78週間)
本件審査請求	: 同年4月19日 (審査庁受付日)
審理員意見書提出	: 同年10月11日 (審査庁受付日から25週間)
諮問書提出	: 同年11月17日 (審査庁受付日から30週間)

(2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 S」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員T及び審理員Uとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとする

ならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

このほか、上記のとおり本件却下処分に至るまでの期間が本件請求から約78週間もの長期間を要したことについて、他への照会などの手続が必要であったことを考慮しても、なおその必要性には疑問が残るものの、その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 特別弔慰金支給法は、3条において、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定している。

この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに遺族援護法による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいい（特別弔慰金支給法2条1項）、弔慰金を受ける権利を取得した者とは、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者の遺族をいう（遺族援護法34条参照）が、特別弔慰金支給法2条2項は、「死亡した者が昭和16年12月8日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者」についても、同条1項の規定の適用については、「弔慰金を受ける権利を取得した者」とみなすこととしている。

これらの規定によれば、本件請求について特別弔慰金の支給が認められるためには、①故Pが軍人軍属又は準軍属の身分を有していたことと、②故Pの死亡が公務上の負傷又は疾病に起因するものであることの各要件をいずれも満たすことが必要である。

- (2) また、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。）は、「死亡した者が遺族援護法第2条第1項に規定する軍人軍属である場合においては、その者の死亡が昭和6年9月18日以後における遺族援護法第3条に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）内の公務上の負傷若しくは疾病（遺族援護法第4条の規定により公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。以下同じ。）又は昭和12年7月7日以後における在職期間内の事変に関する勤務に関連する負傷若しくは疾病によるものであることを認めることができる書類」を特別弔慰金請求書に添えなければならないと規定している（同規則1条2項

4号イ)。

(3)ア 審査請求人は、本件請求時に、施行規則1条2項1号所定の審査請求人の戸籍個人事項証明書及び同項2号所定のRを戸主とする改製原戸籍謄本とともに、同項4号イ所定の資料として、K神社社務所作成の「御祭神調査の件(回答)」と題する書面、故Pの名刺及び家系図のほか、写真11葉及びH寺から審査請求人宛てのはがき1葉を特別弔慰金請求書に添えて提出した。

これらの写真の内訳は、提出時の説明によって分けると、①「昭和16年7月8日の出兵の朝にL地の自宅前で故Pを撮影したもの」との趣旨の写真3葉、②「昭和16年7月ないし8月頃、戦地において撮影されたもの」との趣旨の写真1葉、③「どこかの戦地で同僚らと一緒に撮影されたもの」との趣旨の写真1葉、④「C陸軍病院で傷病兵として、婦人軍官及び他の傷病兵14人とともに撮影されたもの」との趣旨の写真1葉、⑤「昭和16年11月26日にI地の市葬としてされた故Pの葬儀を撮影したもの」との趣旨の写真1葉、⑥「M地のH寺内に所在する故Pの墓石を撮影したもの」との趣旨の写真2葉、⑦「自宅横の床屋の庭先で審査請求人と故Qを撮影したもの」との趣旨の写真1葉及び⑧撮影の対象及び日時等について説明がない写真1葉である。

そして、上記の写真のうち、①の写真、②の写真、③の写真及び⑧の写真は、いずれも軍服制帽姿で写っており、そのうち③の写真は、同様の姿の者12人との集合写真であり、④の写真は、傷病服に制帽を被った姿で、同様の姿の者14人との集合写真であり、⑥の写真は、墓石の写真であり、そのうち1葉の写真からは、故Pの墓石に「大東亜戦出征昭和十六年十月 C陸軍病院歿」の文字が刻まれていることが看取できる。

また、上記のH寺から審査請求人宛てのはがきには、「お尋ねの件についてお返事致します。」とした上で、故Pの菩提寺たるH寺の過去帳に記載されている事項の抜粋として「当所 Rの弟 応召 F地に駐屯 脳を病み内地へ後送 C陸軍病院に公死す I地に寄留し市葬」との記載がある。

イ 審査請求人は、平成27年9月4日に厚生労働省を訪れて、故Pの戦没者として資格の有無を尋ねたところ、兵籍の存在が不明で、手掛かりは得られなかった(「追伸 9月3日」で始まる書面)。

また、これより先の平成27年9月初め頃、審査請求人から兵籍の有無の照会を受けたE健康福祉部N課は、Eに保管されている兵籍簿（兵籍名簿）、死没者原簿、死亡公報控綴、本籍地名簿、復員者調書をそれぞれ調べたが、故Pに係る資料は見当たらなかったことから、同月10日、厚生労働省社会・援護局援護・業務課に対し、故Pの氏名、生年月日、死亡日、死亡時の本籍地を示して、故Pが特別弔慰金の対象となる戦没者かどうかについて調査依頼を行った。これを受けて、同課は、同局の保管する陸軍病院の入院患者名簿等を調査したが、やはり故Pに係る身分及び死因を確認できる資料は見当たらず、平成28年6月30日、「当局保管資料を調査しましたが、同人に係る身分及び死因を確認できる記録は見当たりませんでした。」と回答した。

ウ 処分庁は、上記アの資料とイの各調査の結果を踏まえた上で、資料からは故Pの死亡は公務に起因するものとは認められないと判断し、平成29年3月18日、D市長を通じて審査請求人に対し、その旨の理由を示して本件却下処分を行った。

(4) そこで、以下において、処分庁のこのような判断が違法又は不当であるか否かを検討することとする。

ア 旧陸軍において作成され、各部隊ごとに所属者個人の履歴事項等が記載された兵籍及び戦時名簿は、旧陸軍軍人軍属の履歴書を作成する場合の原簿となるものであり、特別弔慰金支給の要件の一つを構成する「死亡した者が軍人軍属又は準軍属の身分を有していたこと」についても基本となる資料である。

イ しかし、厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修の「援護五十年史」（平成9年3月25日発行、ぎょうせい）、恩給研究会編集の「恩給」第g号（平成h年i月15日発行、大蔵省印刷局）によれば、旧陸軍の作成した兵籍及び戦時名簿については、次のようなことが指摘されている。

① 旧陸軍の作成した兵籍及び戦時名簿は、終戦時までは、原則として所属部隊が保管し、外地部隊に所属する者の兵籍は所属部隊の留守部隊が保管していたが、その後、終戦によって、兵籍・戦時名簿・兵籍異動通報・現認証明書等を個人単位で編てつした人事資料は、全て連隊区司令部に継承され、さらに昭和20年11月30日に陸軍省及び連隊区司令部が廃止された後は、第一復員省及び各地方世話部に引き

継がれ、その後、地方自治法の施行により、旧陸軍軍人軍属であった者の身上の取扱いに関する事務が都道府県において処理することとなったことに伴って、各都道府県に移管され現在に至っていること

- ② しかし、これらの旧陸軍が個人単位で作成した兵籍及び戦時名簿等の人事資料は、戦災による焼失、終戦時における連隊区司令部等による焼却及びその後の県庁火災による焼失などのために相当多くが滅失しており、陸軍の軍歴のある者の総数約970万人に対して、本人の本籍を所管する都道府県に保管されている陸軍兵籍及び戦時名簿の総数は約730万人分にとどまり、差引き約240万人分が不明となっており、現存する旧陸軍の作成した兵籍及び戦時名簿も、昭和18年頃から後の記載事項がないものや滅失後再製したため概要だけ記載されたもの等不完全なものが多いこと
- ③ 恩給を始めとする各種共済組合年金等の請求に当たっての在職期間及び身分等の証明のため証明事務を行う旧陸海軍の人事記録を継承した厚生省援護局（現厚生労働省社会・援護局）及び各都道府県所管課においては、その請求に応じ、恩給又は各種年金請求のために作成した旧陸海軍軍人軍属としての履歴書を総数約700万件作成してきたが、上記②記載のような事情が存在するため、原簿がない者又はあっても不完全な者については、国、都道府県又は本人が所有している全ての個人資料及び部隊資料を収集・調査し、また、当時の関係者に対する照会調査も行い、旧軍の人事関係規定にも照らして総合審査の上、履歴を確認してその作業を行ってきたこと

ウ Eにおいても、死亡者の軍人軍属の身分や死因の公務性についての確認は、Eが引き継いで保管している旧陸軍の作成した兵籍及び戦時名簿のほか、死亡診断書、現認事実証明書、事実証明書、現認証明書、臨時陸軍軍人（軍属）届、死亡告知書、死亡報告書、死亡証明書、死没者原簿、復員者調書、戦没者調査票、履歴書、病歴書、戦時死亡者生死不明者ノ移牒、本籍地名簿、召集解除者連名簿によって行われている。

（平成30年3月23日付け照会に対する同月30日付け回答）

エ これらの事実を踏まえると、死亡者の軍人軍属の身分や死因の公務性について基本的な資料となる旧陸軍の作成した兵籍及び戦時名簿を含む人事資料が、現在これを保管すべき本籍地の都道府県においては完全な形では存在しないことがうかがわれる場合には、調査の結果、特別弔慰金

の請求に係る要件の審査において死亡した者が軍人軍属又は準軍属の身分を有していたことについての公的な資料が存在しないことが認められたとしても、直ちにそのことを根拠として死亡した者が軍人ではなかったと判断するのは相当とはいえない。

また、戦後70年以上を経過した今日においては、死亡した者の軍歴の有無について事実を知る者の死亡又は高齢化や、軍人手帳、軍事郵便通帳、病院における病歴に関するカルテ等の紛失、散逸、保存期間の経過等による廃棄などによって、資料の収集が困難になっていることから、審査請求人が自ら提出可能な資料にも限りがある。

したがって、処分庁としては、特別弔慰金の請求についての裁定を行うに当たっては、このような現在の状況も十分に踏まえた上で、同じく旧陸軍の軍人軍属でありながら、たまたま戦災等によって兵籍及び戦時名簿などの人事資料が消滅した者についても、そうでない者と比べて権利の実現に関してできる限り不公平な結果とならないように配慮しながら、現存する資料に基づいて認められる事実を総合検討して合理的な事実認定を行う必要があるというべきである。

オ そこで、本件請求についてみると、Eにおいても、恩給研究会編集の「恩給」第g号のE老人福祉課援護恩給係担当者作成に係る「東西南北一県だより—(E)」という記事中に、Eの遺族援護・恩給事務について、「遺族援護・恩給事務は、一般行政とは異なり極めて専門的で複雑です。特に、近年の申立ては、戦災等で戦時名簿・兵籍簿の半数近くが焼失するなど、しかも履歴照会者の高齢化や歳月の経過による記憶の薄れなどにより、その追究は非常に困難になっているのが現状です。」との記述があり、Eにおいても、Eに本籍を有する旧陸軍軍人軍属のうち相当数の者についても陸軍兵籍及び戦時名簿等の陸軍が個人単位で作成した人事資料が存在しないことがうかがわれる。

そして、死亡した者と本籍地が近く、その者が軍人軍属であれば同一の場所に保管されていたと思われる者の人事資料が戦災による焼失や終戦時における連隊区司令部等による焼却を免れ、その大部分が現存しているということを示す証拠がない以上、Eに保管されている兵籍簿（兵籍名簿）、死没者原簿、死亡公報控綴等の資料を調査しても故Pに係る資料が存在しなかったことをもって、直ちに故Pが軍人であったことを否定することは相当ではない。

むしろ、上記(3)アに記載の審査請求人が本件請求時に提出した一連の写真、過去帳の内容を抜粋した菩提寺のはがき、墓石に刻まれた内容及び故Pの死亡した場所がC陸軍病院であったことなどを素直にみれば、兵種や所属の履歴などの詳細は不明であるものの、故Pは陸軍軍人の身分を有していたと認めるのが相当である。

しかし、他方、菩提寺の過去帳を抜粋したはがき中の「F地に駐屯 脳を病み内地へ後送 C陸軍病院に公死す I地に寄留し市葬」という記載があるというだけでは、故Pの死亡の原因となった病名及びその原因、さらには公務により死亡したものは明らかでなく、処分庁において調査を尽くしても他に同人の死亡の原因となった病名及びその原因を明らかにする資料が見出せない本件においては、同人の死亡が公務上の負傷又は疾病に起因するものであると認めることはできないといわざるを得ない。この点について、審査請求人は、当時駐屯していたF地において、陸軍内部で過剰のストレス事件が発生したものと推定されると主張するが、これを裏付ける具体的な資料は存在しない。

ちなみに、本件却下処分後ではあるが、処分庁においては、E健康福祉部長名で、平成29年6月28日付けで、G地方法務局に対し、故Pに係る死亡届及び死亡診断書の記載事項証明書の交付を求め、また、同年8月31日には、C陸軍病院の業務を承継している独立行政法人国立病院機構C医療センターに対し、同人に係る入院患者名簿、カルテ等書類一式の写しの交付を求めたが、いずれも保存期間の経過によって廃棄済みであるとの回答があったことに照らせば、現状では、処分庁においても、同人の死亡が公務上の負傷又は疾病に起因するものであるか否かを明らかにする更なる資料の入手は困難と考えられる。

- (5) 以上によれば、審査請求人の心情は理解できるけれども、その主張を裏付けるだけの資料が存在しないといわざるを得ず、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められない。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ